

第2表 昭和24 曆年 産業源

業 種	業 種	業 種	業 種	業 種	業 種	計								
						勤勞所得	個人業主所得	個人賃貸料所得	法人所得	国民所得				
1. 農 業	2. 林 業	3. 水 産	4. 鉱 産	5. 土 産	6. 製 造 工 業	7. ガス、電 気、水 道	8. 商 業	9. 金 融	10. サ ー ビ ス	11. 運 輸 通 信	12. 自 由 業 体	13. 公 務 お よ び 団 体	14. そ の 他 の 産 業	15. 消 費 地 代 家 賃
608,658	92,877	76,400	61,114	112,020	796,791	34,508	432,876	53,092	83,950	169,727	174,173	132,751	56,244	16,440
14,565	48,529	45,279	50,896	62,790	359,326	30,955	72,958	36,640	24,374	147,681	104,209	127,497	48,228	—
591,444	42,072	28,747	1,930	40,320	297,346	—	280,363	4,304	52,400	6,641	66,708	—	6,908	—
2,185	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,440
23	116	1,248	3,190	3,190	72,682	1,526	36,103	10,542	3,175	6,797	115	—	—	—
2,901,621	1,173,927	1,419,183	18,625	138,707	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第3表 昭和25 曆年 産業源

業 種	業 種	業 種	業 種	業 種	業 種	計										
						勤勞所得	個人業主所得	個人賃貸料所得	法人所得	国民所得						
1. 農 業	2. 林 業	3. 水 産	4. 鉱 産	5. 土 産	6. 製 造 工 業	7. ガス、電 気、水 道	8. 商 業	9. 金 融	10. サ ー ビ ス	11. 運 輸 通 信	12. 自 由 業 体	13. 公 務 お よ び 団 体	14. そ の 他 の 産 業	15. 消 費 地 代 家 賃	16. 官 業 利 余 金	17. 海 外 か ら の 純 受 金
661,463	76,272	89,503	73,166	116,096	950,855	37,819	483,634	75,095	116,503	184,303	196,783	135,566	38,929	23,063	32,063	△ 2,443
14,630	40,678	53,000	59,794	63,978	452,801	33,075	98,727	50,909	31,936	155,179	94,146	130,222	31,204	—	—	—
645,216	35,189	33,650	2,340	40,248	321,030	—	303,020	6,600	74,472	8,789	99,258	—	6,908	—	—	—
1,466	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,063	—	—
34	171	1,850	4,727	4,727	107,705	2,261	53,495	15,621	4,706	10,072	170	—	—	—	—	—
3,288,670	1,310,279	1,576,720	24,529	205,543	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

泉 別 国 民 所 得 推 計 表

(単位:百万円)

預貯金 利子	個人利子所得		兼業および内職所得		重役俸給	社会保険 料雇主 負担分	官業利余
	社債及び 国債利子	帰属利子	兼 業	内 職			
13,254	435	26,775	1,290	4,319	39,149	26,756	39,201
146	0	295	—	—	—	—	—
132	—	248	—	—	—	—	1,760
371	5	750	—	—	—	—	—
1,219	23	2,463	62	207	—	1,124	—
278	0	562	76	255	2,623	1,926	—
6,773	237	13,682	435	1,456	20,827	10,033	13,994
398	102	803	37	125	—	562	—
2,585	3	5,221	88	294	10,453	1,445	23,363
259	32	509	44	147	—	615	—
152	0	321	30	99	2,623	776	—
636	33	1,285	178	596	2,623	3,425	168
—	0	—	129	432	—	2,328	252
305	—	616	153	514	—	3,666	—
—	—	—	58	194	—	856	—
—	—	—	—	—	—	—	—

泉 別 国 民 所 得 推 計 表

(単位:百万円)

預貯金 利子	個人利子所得		兼業および内職所得		重役俸給	社会保険 料雇主 負担分	官業利余	海外から の純受金
	社債及び 国債利子	帰属利子	兼 業	内 職				
20,184	678	38,294	1,114	2,538	44,767	34,404	32,063	2,443
40	0	77	—	—	—	—	—	—
81	—	153	—	—	—	—	—	—
343	9	651	—	—	—	—	—	—
1,595	57	3,025	56	127	—	1,445	—	—
484	—	919	59	135	3,000	2,546	—	—
10,657	421	20,219	420	957	23,812	12,833	—	—
545	114	1,034	31	71	—	688	—	—
4,723	7	8,961	91	208	11,955	2,443	—	—
323	15	613	47	107	—	860	—	—
303	3	574	30	68	3,000	1,411	—	—
949	52	1,800	144	327	3,000	3,991	—	—
—	0	—	87	198	—	2,924	—	—
141	—	268	120	274	—	4,541	—	—
—	—	—	29	66	—	722	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	32,063	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

二、推計方法

(一) 本報告の推計と第二次推計との主要相異点

以上において概説した昭和24、25両年の国民総生産費及び国民総生産にかんする統計はすでに第一表から第十二表にかかっている。以下本報告の計数を第三次推計と称することとする。

その計数は「はしがき」においてのべた如く、昭和26年8月国民所得資料月報特集号に発表した計数（以下第二次推計とよぶ）を基として計算上の誤り等に関し若干の訂正を加えたものである。以下において第三次推計と第二次推計との相異点に関しここに一括して概説することとする。

1. 国民総生産費

(1) 分配国民所得

分配国民所得の第三、第二次推計を対照すれば、参考表(12)に示す如く、昭和24年度においては10.9十億円の減少であり、昭和25年は同じく1.0十億円の減少である。

参考表 (12)

昭和24年度及び25曆年国民所得及び国民総生産の第三次推計

(本報告の推計)と第二次推計(特集号)の推計結果対比表(単位:百万円)

	第三次推計 A 24年度	第二次推計 (特集号)B 24年度	A - B 差 引	第三次推計 A 25 曆年	第二次推計 (特集号)B 25 曆年	A - B 差 引
分配国民所得	3,039,667	3,050,529	△ 10,862	3,288,670	3,289,644	△ 974
1. 勤 勞 所 得	1,269,917	1,270,708	△ 791	1,390,564	1,395,773	△ 5,209
2. 個人業主所得	1,477,419	1,487,025	△ 9,606	1,579,258	1,574,328	4,930
3. 個人賃貸料所得	18,632	18,487	145	24,529	25,224	△ 695
4. 個人利子所得	44,046	44,046	0	59,156	59,156	0
5. 法人所得	164,044	164,044	0	205,543	205,543	0
6. 官営事業剰余	66,219	66,219	0	32,063	32,063	0
7. 海外よりの純受取	△ 610	—	△ 610	△ 2,443	△ 2,443	0

	第三次推計 A 24年度	第二次推計 (特集号)B 24年度	A - B 差 引	第三次推計 A 25 曆年	第二次推計 (特集号)B 25 曆年	A - B 差 引
間接事業税	379,372	492,060	△ 112,688	32,190	490,224	△ 458,034
補助金	211,122	211,122	0	119,239	119,239	0
資本減耗引当	64,082	64,007	75	93,853	94,443	△ 590
統計上のそご	181,254	44,281	136,973	233,688	54,470	179,218
国民総生産費	3,453,253	3,439,755	13,498	3,529,162	3,809,542	△ 280,380

各項目の相異点及びその理由は以下の如くである。

(a) 勤 勞 所 得

(i) 農 業

24年及び25年1~3月の計数は北海道の計数を変えたので特集号より若干減少し、更に25年4~12月の計数は第三次推計では延長指数も変えたが結局稍減少した。すなわち第二次推計に於て「農家経済調査」速報の全府県及び北海道の総合指数を利用したが、今次推計に於ては全府県の計数のみを指数化したためである。

(ii) 林業、水産業

物的方法によつて算出された昭和21年の所得を生産指数、価格指数、賃金指数によつて延長推計する方法は従来と同一であるが、22年以降のすでに発表したものの計算上の誤りを修正した。

(iii) そ の 他

推計方法は特集号と同一であるが、計算上の誤りを発見し、それを訂正したので24年1~3月以降各四半期共若干修正された。それに伴い重役俸給及び社会保険料雇傭主負担分も25年1~3月以降修正された。

(b) 個人業主所得

(i) 農 業

24年及び25年1~3月の計数は北海道の計数を変えたので第二次推計より若干減少し、更に25年4~12月の計数は第三次推計では延長指数を変更した結果、稍減少をみせた。

(四) 林業、水産業

勤労所得の場合と同様、計算上の誤りを修正した。

(イ) その他

(i) 年間の所得額については鉱業の24年10～12月では従来、業主数を0として計算し(労調の此の期の業主数は0となつている)この期の個人業主所得を0としていたが、これは極めて常識に合致しない点であり、さらに24年10～12月以後の「労働力調査報告」の数字からみてむしろ24年の年間の業主数を25年年間業主数に等しいと見て24年10～12月の業主数を9千人と推計する事が妥当と考えられたので、鉱業個人業主所得を新に計上することとした。

同鉱業の25年の一業主当り所得は24年の一業主当り所得を延長する指数を作成する際に新たに亜炭を加えて計算し直したので従来より低い指数となり、従つて25年の一業主当り所得は第二次推計よりもやや低目の一業主所得となり、所得総額も減少した。

金融業(25年)については、業主数の誤りを正したため業主数が前回よりも増大し所得総額が増加した。

サービス業、運輸通信業、自由業、その他の産業(いづれも25年)については24年の一業主当り所得を25年に延長する指数として従来は各月共、C. P. S.のうちの雑費を用いたがこの内容が24年9月以降変更され煙草を含むようになっているので今回の修正においてはその内容を一貫させるため9月以降は雑費から煙草を除いたもので指数をつくりこれで延長推計を行つた。これによると指数は前回は較べて低目となり、このため一業主当り所得が低くなつて結局それぞれの所得総額が減少した。

(ii) 四半期の所得額について

四半期分割指数を作成するに際して24、25両年を一貫する資料によつて計算し直し前回の計算上の誤り等も修正したため製造工業、商業以外の全業主にわたつて前回と異なる指数を得、結局四半期の所得額が少しずつ変動した。

(iii) 内職による所得

推計の基礎になる若干の業主において発見された計算上の誤りを修正した為、少しく変動した。

(c) 個人賃貸料所得の第二次推計との計数の相異は同推計の計算上の誤りを修正したことにより、個人利子所得、法人所得、官営事業剰余、海外よりの純受取は第二次推計と計数は同一である。

(2) 調整項目

調整項目において変更のあつたのは以下の諸点である。

(a) 間接事業税

間接事業税はその中の24年の地方税と25年の税外負担は第二次推計では予算書によつていたが第三次推計においては決算見込によることとしたために24年度においては112,7十億円、25年度においては458,0十億円の夫々減少となつた。

(b) 減価償却

25年官営減価償却は第二次推計では全部予算書によつていたが、第三次推計では一部決算見込書によつておきかえたためと24、25両年の個人住宅の減価償却を分配国民所得中の賃貸料所得の修正に伴つて修正を加えたため24年度においては0.1十億円の増加、25年度においては0.3十億円の減少となつた。

(c) 資本偶発損

新しい資料を入手した為25年度は0.2十億円の減少となつた。

(d) 推計上のその他

他の諸項目の修正の結果、推計上のその他は24年度においては136.9十億円、25年度においては179.0十億円の増加となつた。

2. 国民総生産

(1) 個人消費支出

分配国民所得の賃貸料の修正のため、それに伴い地代、家賃の項に僅の訂正を加えたために昭和24年度において2.0十億円、25年度において2.7十億円の増加となつた。

(2) 政府の財貨及びサービスの購入

政府の財貨及びサービス購入は25年度においては公団在庫品の推計方法を修正したため13.4十億円の増加となり、又25歴年は第二次推計においては予算書によつていたものを第三次推計においては決算見込書によつておきかえたため5.1十億円の増加となつた

参考表 (13)

昭和24年度及び25歴年国民総生産の第三次推計(本報告の推計)と第二次推計(特集号)の推計結果対比表 (単位:百万円)

年 比 較 項 目	第三次推計			第二次推計		
	A 24年度	(特集号)B 24年度	A-B 差 引	A 25歴年	B 25歴年	A-B 差 引
1. 個人消費支出	2,426,417	2,424,300	2,117	2,448,308	2,445,500	2,806
2. 国内民間総資本形成	450,567	450,567	0	555,127	555,127	0
3. 個人住宅	32,977	32,977	0	36,258	36,258	0
4. 生産者耐久施設	184,901	184,901	0	226,635	226,635	0
5. 在庫品増加	232,689	232,689	0	292,234	292,234	0
6. 海外純投資	△ 114,105	△ 114,105	0	58,086	58,086	0
7. 受取(輸出)	217,795	217,795	0	487,710	487,710	0
8. 支払(輸入)	331,900	331,900	0	429,624	429,624	0
9. 政府の財貨とサービス購入	690,374	678,998	11,376	753,156	750,829	2,327
10. 中 央	422,886	411,510	11,316	406,051	403,724	2,327
11. 地 方	267,488	267,488	0	347,105	347,105	0
12. 国民総生産 (1+2+6+9)	3,453,253	3,439,760	13,493	3,814,675	3,809,542	5,133

(二) 第二次推計の推計方法

1. 国民総生産費

(1) 分配国民所得

a 勤 勞 所 得

(イ) 農 業 (後述の個人業主所得、農業の項、参照)

(ロ) 林 業 物的方法によつて算出された昭和21年の所得を賃銀指数と生産指数とによつて延長推計した。

(ハ) 水 産 業 林業の算定方法に同じ、但し延長指数には生産指数と物価指数(C. P. I. 中の魚類)を用いた。

(ニ) その他の諸産業 業主別一人当平均賃銀にそれぞれの勤勞者数を乗じて算出した。

(i) 勤勞者数 総理府統計局「労働力調査」より算出、但し、

(A) 大蔵省「法人企業統計調査(C)調査」25年4-6月分より常勤重役数30万人を求め、それを「労働力調査」より算出した。常備職員勞務者男子総数から控除した。

(B) 昭和25年7月以降「労働力調査」は標準産業分類により就業者が表示されているので同年6月以前の分類と一貫させるため、その計数に若干の修正を施した。

(ii) 一人当平均賃銀

(A) 常備職員勞務者の部

(a) 鉱業、製造工業、ガス電気水道業、商業、金融業、運輸通信業

労働省「毎月勤勞統計」男女別一人当平均賃銀を労働省「失業保険統計」により修正して求めた。なお、25年については、現物給与を別途修正した。

(b) 自由業、サービス業、その他産業

右記の方法により算出された商業男女別一人当賃銀に「失業保険統計」より求めた商業対自由業(サービス業、その他産業)の一人当平均賃銀の此率を乗じて算出した。

(c) 公務及び団体

国家公務員及び地方公務員については、国家公務員のベース賃銀(大蔵省調)を用いた。但し超過勤務手当、年未手当を含む。

公 団

公務員の賃銀の30%増とする。

右記その他(a)によつて算出された商業男女別一人当賃銀に「失業

保険統計」より求めた商業対公務及び団体の一人当賃銀の比率を乗じて算出した。

(d) 土 建 業

常備職員についてのみ、右記(a)によつて算出された製造工業男女別一人当平均賃銀を用いた。

(B) 日傭労働者の部

(a) 鉱業、製造工業、ガス電気水道業、商業、金融業、運輸通信業

「毎月勤労統計」中の「毎月きまつて支給される現金給与」(男女別)を「失業保険統計」により修正したものに「労働力調査」の常備職員労働者対日傭労働者の調査週間中の就業時間比率を乗じて算出した。

(b) 自由業、サービス業、その他産業

「毎月勤労統計」より商業男女別「毎月きまつて支給される現金給与」を求め、それを「失業保険統計」商業対自由業(サービス業、その他産業)一人当平均賃銀の比率により修正して各産業の「毎月きまつて支給される現金給与」を算出し、それに右記就業時間比を乗じて求めた。

(c) 公務及び団体

公務員日傭の予算単位24年中日給100円、25年度中150円に就業日数平均一ヶ月25日として算出した。

(d) 土 建 業

常備労働者、日傭労働者につき労働省「日傭労働者賃銀調査」より一人当平均賃銀を算出した。

(e) 兼 業 総理府統計局「勤労者世帯収入調査」中、世帯主の勤務先からの収入の「本業収入」に対する「副業収入」の比率を求め農林水産業以外の諸産業の勤労所得総額に乗じて算出した。

(v) 重 役 俸 給

(i) 重 役 員 数

大蔵省「法人企業統計調査(C)調査」昭和25年4—6月分により常勤重

役数を30万人とした。

(ii) 一 人 当 俸 給

「法人企業統計調査(C)調査」によれば常勤重役の一人当平均俸給は、常備職員労働者一人当平均賃銀の35%増となつているので、その比率を右記の方法(常備職員労働者の部)により算出した一人当平均賃銀に乗じて推計した。

(vi) 社会保険料業主負担分

各種社会保険につき、収納保険料額を求め、それに業主負担分の比率を乗じて算出した。

b 個人業主所得

(i) 農 業

(i) 昭和24年1月—3月、農林省「農家生計費調査」より耕作面積広狭別に農家一戸当平均所得を求め、それにそれぞれの農家戸数を乗じて算出した。農家戸数は22年8月「農業センサス」及び25年2月「世界農業センサス」の農家戸数を直線補間した戸数(23年度分)を用いた。

(ii) 昭和24年4月—25年3月、「農家経済調査」(月報)より、北海道、東北その他、地区別、耕作面積広狭別農家一戸当平均年所得を求め、それに右記の方法により算出した農家戸数(24年度分)を乗じて年度間所得総額を推計し、それを「農家経済調査」(月報)の農家一戸当月別平均所得額により四半期分割を行つた。

(iii) 昭和25年4月—12月、右記方法により算出された24年度北海道、その他地区別農家一戸当四半期別所得を基礎とし、「農家経済調査」(速報)より求めた24年対25年の四半期毎、農家一戸当所得の比率を乗じて25年の四半期毎、農家一戸当平均所得を推計し、それに「世界農業センサス」の農家戸数を乗じて算出した。

(附) 農業勤労所得

(i) 昭和24年1月—3月「農家生計費調査」より耕作面積広狭別に農家一戸当平均雇傭賃額を求め右記農家戸数を乗じた。

(ロ) 昭和24年4月—昭和25年3月「農家経済調査」(月報)より昭和24年度につき農家一戸当平均所得(全府県平均)に対する同一一戸当平均雇傭労賃の比率を求め、それを右記の方法で推計された農業業主所得に乗じて年度間の貸銀総額を求め、「農家経済調査」(月報)による月別農家一戸当平均雇傭労賃(全府県平均)によつて四半期分割を行つた。

(ハ) 昭和25年4月—12月、農業業主所得の場合と同様な方法によつた。

(ニ) 林業 物的方法によつて推計された昭和21年の所得を生産指数と物価指数とによつて延長推計した。

(ホ) 水産業 勤労所得の推計と同一の方法による。

(ヘ) その他の諸産業

一業主当平均所得に業主数を乗じて算出した。

(イ) 昭和24年1月—12月

(A) 一業主当平均所得

(a) 製造工業

当本部「個人企業経済調査」製造工業一業主当平均所得を基礎とし、税務統計(24年分)により全国平均一業主当所得に補正した。

(b) 商業

「個人企業経済調査」商業一業主当平均所得を若干修正した所得を基礎とし、税務統計(24年分)により全国平均一業主当所得に補正した。

(c) その他の諸産業は右記の方法により求められた製造工業又は商業の全国平均一業主当所得を基礎とした税務統計(24年分)による一業主当課税所得の業種間比率によつて該当業種の一業主当所得を推計した。

(B) 業主数

「労働力調査」より算出した。なお、四半期分割は各種の指数によつた。

(ii) 昭和25年1月—12月

(A) 一業主当平均所得

昭和24年中の業種別一業主当平均所得を各種の指数により延長して25年

中の平均所得を推計した。

(B) 業主数

「労働力調査」によつたが、7月以降の業主数には若干の修正を施した。

なお、四半期分割については各種の指数によつた。

(ホ) 内職 「勤労者世帯収入調査」中、世帯主の勤務先からの収入の「本業収入」に対する「内職収入」の比率を求め、農林水産業以外の諸産業の勤労所得総額に乗じて算出した。

c 個人賃貸料所得

(イ) 田畑小作料 田畑反当小作料に田畑小作地面積を乗じて算出した。

(i) 田畑面積

昭和24年3月「農地センサス」より求めた。

(ii) 田畑小作料

日本勧業銀行調「反当小作料」より地租相当分を控除した。

(ロ) 宅地地代 宅地坪当り地代に宅地面積を乗じて推計した。

(i) 宅地面積

「税務統計」より宅地総面積を求め、それより法人所有分及び個人所有にして自ら営業用に使用する部分を控除した。

(ii) 坪当り地代

物価庁資料及び「税務統計」(賃貸価格)により全国平均坪当り地代を求め地租相当分を控除した。

(ハ) 家賃 家屋床面積に坪当り家賃を乗じた。

(i) 家屋面積

宅地地代と同一資料及び方法による。

(ii) 家賃

物価庁資料、税務統計及びC. P. S. 中の家賃指数により坪当り純家賃を求めた。

d 個人利子所得

昭和24年1月—25年3月

(イ) 貨幣利子

(i) 預貯金利子

銀行、信託等各種金融機関につき四半期毎に法人個人別に預貯金残高（又は支払準備金）を推計し、それに平均利子率を乗じて求めた。

(ii) 社債利子

日本興業銀行「公社債月報」に基き、銀行債、会社債別に四半期毎平均残高を法人、個人別に求めそれに平均利子率を乗じて推計した。

(iii) 国債利子

四半期毎の国債利子支払総額を法人、個人別所有国債現在高の比率により按分推計した。

(ロ) 帰属利子 各種金融機関につき受取利子、受取配当の総額を法人個人別に按分し、その個人分から右記、預貯金利子を控除して求めた。

昭和25年4月—12月

(イ) 貨幣利子

(i) 預貯金利子

25年1—3月の利子を基礎にし、預貯金残高の伸びにより延長推計した。

(ii) 社債利子

「公社債月報」中の事業債現在高及び利廻率を指数化して、25年1—3月の利子を延長推計した。

(iii) 国債利子

24年度中の利子額を基礎にし、「所有者別、国債現在高調」中の個人の持分の24年に対する25年の比率を乗じて、25年中の利子を算出し、それを24年度中の実績の比率により按分した。

(ロ) 帰属利子 昭和25年1—3月の帰属利子額を基礎とし、右記貨幣利子中の預貯金利子の伸びにより延長推計した。

e 法人所得

(イ) 昭和24年度分（(i) (ii) (iii) の合計額である）

(i) 個人配当所得（重役賞与を含む）

(A) 「税務統計会社表」支払配当額を求め、それを法人、個人別に按分した。

(B) 同上資料より重役賞与金額を求めた。

(C) 「税務統計、特別法人表」より剰余金の分配分及び賞与を求めた。

(ii) 法人留保利潤

「税務統計会社表」の会社の税引後の利益金額を50%増したものに「特別法人表」の特別法人剰余金留保分を加えた合計から会社の支払配当、重役賞与及び欠損金を控除して算出する。

なお(i)及び(ii)の四半期分割は、鉱工業生産指数と日銀生産財実効価格指数との相乗積によつて行つた。

(iii) 法人税

法人税、日本銀行納付金及び復金納付金を大蔵省「決算報告書」より求め、法人税の月別徴収実績によつて四半期分割を行つた。

(2) 昭和25年分「法人企業統計調査（C）調査」より求めた。営業純益配当、賞与を基礎とし、それに若干の修正を行つた。

f 官業剰余金

昭和24年度分については、大蔵省「決算報告書」25年分については予算書より算出した。

g 海外よりの純受取

大蔵省資料より算出した。

(2) 調整項目

a 間接事業税

事業税と個人税の区分、ここに取りあげるべき税外収入の範囲については、今後なお検討を要するが、ここでは次の如く差引計算によつて求めた。

(イ) 中央財政 歳入純額（25年については決算、24年については歳入済現計）

らか、例えば既存資産の払下げによる収入、出資金、立替金の回収及び前年度剰余金収入等、明らかに本年度の税収入又はこれに準ずる収入と看做されないものを第一に差引いた。

つぎに所得税、相続税等明らかに個人税又はこれに準ずるものと看做される収入と法人税の如く事業税であつても直接税とされるものを差引いて、その残額を間接事業税と推計した。

資料は24年度は決算書、25年（4月以降）は歳入済額報告書によつた。

(四) 地方財政

(i) 24年度地方財政予算決算見込額（地方財政委員会第十国会資料(1)から）税収入（但し独立税及び目的税の（註）81.9%）、使用料手数料収入及び雑収入の合計を計上した。その四半期別分割は同年度府県税の四半期別収入実績の割合によつた。

(ii) 25年

25年度予算推計額（前掲資料）から税収入（但し市町村民税推計額を除く）使用料手数料収入（分離不可能のためその他収入を含む）の合計を計上した。

四半期別は単に四等分した。

（註）81.9%は独立税と目的税総額に対し、市町村民税（住民税）を控除したものの割合である……大蔵省金融統計月報9号80頁）

b 補助金

一般会計（中央財政）の財貨、サービス購入を推計する過程で控除項目として計上した、価格差補給金と企業（官業を含む）に対する損失補償金（例えば預金部に対する補償繰入れ、食管繰入れあるいは保険事業補償等）の合計を計上した。

資料並びに四半期別の分割は一般会計の財貨、サービス購入に準ずる。

c 資本減耗補償

減価償却費と資本の偶発損からなり、以下の如く推計した。

(i) 減価償却費

(i) 官業

(A) 24年度は各企業特別会計の決算書から求め四半期別の分割は鉄道、通信等の四半期別決算を行つているものは各現局の計数によつたがそれ以外は四等分した。

(B) 25年は鉄道、郵政、電通等は現局の四半期別貸借対照表から、その他は年度予算額を四等分して推計した。

(C) 範囲は減価償却費に限り取替修繕費は必ずしも含んでいない。

(ii) 個人企業

製造工業と商業の個人企業についてのみを行い、農林水は行っていない。推計方法は24、25両年とも次の算式によつた。

$$D = S \times \frac{D_1}{S_1}$$

D = 個人企業減価償却費
S = 商業（製造工業）個人業主売上高（註）
D₁ = " " 法人企業減価償却費
S₁ = " " 売上高

（註）Sは直接推計不可能のため、次のように間接推計を行つた。

$$S = I \div \frac{S_1}{S_2}$$

I = 商業（製造工業）分配国民所得
S₂ = " " 個人業主一戸当り売上高（当室、個人企業調査）
I₁ = " " " " 純利益（ " ）

(iii) 法人企業

(A) 24年（4—12月）

23年12月末における法人企業固定資産中の建物と有形固定資産の合計（大蔵省法人企業A調査）に24年中の増加額の1/4を加算した総額に産業別償却率を乗じて24年中の減価償却費を求め、これを四半期別に按分した。

(B) 25年（1—12月）

四半期別法人企業調査（大蔵省C調査）から直接各四半期毎に求めた。

(iv) 個人住宅

分配国民所得推計に際し、総家賃から純家賃を推計する際の減価償却費から更に生産用²自家用部分を控除して求めた。

(ウ) 資本偶発損

(i) 大蔵省銀行局調、保険会社決算表(24年度及び25年度)から、損害保険会社の支払保険金額、責任準備金の増加額及び支払備金の増加額を求めて計上した。

四半期別の分割は損害保険会社の収入保険料の月別収入実績の趨勢によつた。

(ii) 山林火災の損害額(資料の都合で原野部分が分離出来ず含まれている)を消防庁火災統計から四半期別に求め^(ウ)に加算した。

(i)

2. 国民総生産

(1) 個人消費支出

a 物的方法によつて推計した(註)個人消費支出の昭和23年度、第四、四半期の計数を基礎にして、飲食費、衣料費、住居費、光熱費及び雑費の各費目別に25年12月迄、四半期毎に延長推計を行つた。

b 延長推計の指標は C. P. S. により一世帯当り平均支出額及び農家経済調査(農林省)による家計費の各費目別の動きと人口の変動を総合して四半期毎に求めた。(その指標については参考表1)

c 住居費の中、地代家賃については、特に自己所有の自己使用分の用役をも評価加算する必要から、右の推計方法からきり離して、税務統計、住宅調査及び物価庁資料によつて直接推計して加算した。(なお分配所得賃貸料所得中の地代、家賃の項、参照)

d 帰属利子 金融統計から推計した。(分配所得の当該項目、参照)

e 本邦人海外消費、大蔵省理財局調、国際收支統計から推計した。当該資料の25年と24年度との計数は貿易と貿易外の区分について取扱いを変更したため、両者必ずしも一貫していない。従つて、この両者をもととして求めた同一時期(25年1—3月)について相異つた計数が出た。その調整については極めて難点

があるので、そのまま計上した。

この結果、個人消費支出総額について、24年度に含まれる。25年1—3月の計数と25年に含まれる同一時期とは相異なる結果となつた。(此の点は後述の海外純投資についても同断である)

(註) 先づ昭和21年について、売上統計(又は配給統計)、生産統計あるいは税務統計に基いて、商品別に(例えば米、麦、木炭、映画観覧料等)個人消費支出を四半期別に推計した。ついでこれを基礎として、生産、配給等、物の動きと物価変動を総合した指標によつて24年3月迄、四半期別に延長推計した。(詳細は当室、戦後国民所得参照)

(2) 国内民間総資本形成

これは個人住宅建設と企業の耐久施設(家屋を含む)及び在庫品の増加から成つてゐる。(但し在庫品の増加は年間の平均価格によつて評価した増加を現わすものではない。これは分配所得の推計において、法人所得及び個人業主所得の推計において在庫品の評価調整を行つていないことと対応する。)

いま項目別にその推計方法の概要を示せば、

a 個人住宅、建設省、建築統計から求めた。範囲は一般住宅のうち農漁家を除いたもの(農漁家は生産施設として計上した)であるが、24年は竣功^キ実績、25年は着工調である。

b 生産者耐久施設 法人企業と個人企業に分けて次の如く推計した。

(イ) 法人企業

(A) 昭和24年4—12月

法人企業の償却固定資産(建物及び有形固定資産のみで建設仮勘定を含まない)の期首と期末の残高を大蔵省調の法人調査(期首、23年12月末はA調査、期末、24年12月末はC調査)から求めて、年間中の純増加額を求め、これを四半期別に按分した。

(B) 昭和25年1月以降

大蔵省調、法人企業調査(四半期別いわゆるC調査)から毎四半期における固定資産増加額のうち建物、有形固定資産及び土地の新設増加額を計上

し、(註)これに建設仮勘定の純増加を次の算式で求めて加算した。

建設仮勘定(以下何れも同勘定)新設増加+(譲受-売却、減失、その他)

(註)土地の新設による増加とは整地費(土地改良費)のみで、土地そのものの購入は含まれない。

(四) 個人企業(農林水産業)

(A) 家 屋

個人住宅の推計と同一の資料から求めた。但し、同資料においては農漁家の建設工事額が一般住宅のそれに包含されており、その分割は24年度においては明らかにされているが、25年は明らかにされていないので、工事床面積の比率で按分した。

従つて単価の地域差によつて修正していないため、若干過大の虞れがある。

(B) 農 機 具

農機具の購入額のみを推計し、林業及び漁業機具については推計されていない。

農機具は農林省調(註)24年指定、農機具、機種別、配給割当数量のうち、主として法人企業が購入したと思われる大農具を除いた割当量に、機種別の実効価格(農林省調、物財統計による)を乗じて推計した。

25年は24年の計数をその儘計上した。

(註) 農政局資料課調 農林資料時報25年5月刊4号51頁参照

(イ) 個人企業(製造工業、商業)

農林水産業以外の個人企業の生産施設の推計は資料の関係で製造工業及び商業に限定した。その推計方法は当室で実施している個人企業経済調査から商業と製造工業それぞれについて、一業当り $\frac{\text{設備投資}-\text{財産売却}}{\text{営業利益}}$ の比率を求め、別途、推計した分配国民所得中の個人業主所得の商業及び製造工業それぞれの所得にこの比率を乗じて推計した。

c 在庫品増加 法人企業及び個人企業のうち商業、製造工業についてのみ推

計し、個人企業の農林、水産業その他は資料不足のため除かれている。

(イ) 法 人 企 業

法人企業の生産施設の推計方法に準じて求めた。すなわち24年は期末、期首の残高から差引きによつて年間の純増加を求めて、これを四半期別に按分したのに反し、25年は毎四半期の純増加を直接法人企業調査(前掲C調査)から求めた。

(ロ) 個人企業(製造工業、商業)

個人企業(製造工業、商業)生産施設の推計方法に準じて求めた。

(ハ) 海 外 純 投 資

大蔵省調 国際收支統計に基いて経常取引の收支純額を求めた。

a 昭和24年度 昭和24年度国際收支統計(財政金融統計月報第13号72頁から)貿易(米国対日援助による輸入を含む)貿易外共に年度の計数を求め、これを四半期別に按分した。按分の方法は、貿易は総司令部経済科学局調(E. S. S.)の月次別、輸出入実績の傾向により、貿易外は不明のため単純に四等分した。

b 昭 和 2 5 年

(イ) "昭和25年の我国国際收支"(昭和26年3月大蔵省理財局為替課)の経常取引の收支から純額を求めた。同表においては、貿易と貿易外の区分は必ずしも明確にされていないので、商品取引と援助物資の輸入を貿易として一括し、その他を貿易外とした。(註)ただ同表においては一方的移転のうち政府及び政府関係機関の貸方(受取)側に合衆国援助物資輸入相当額が包含されているが、これは贈与と看做されるにせよ、貸与と看做されるにしても日本の国民所得には入らないので、この額だけを除いて計上した。

(註) 国連軍特需物資等の輸出を貿易に含めなかつたのは単に物資のみならずサービス部分も包含されているためであるが、貿易外に一括計上することは問題である。

(ロ) 四半期別の分割は、貿易は24年度と同様E. S. S.の月別統計によつたが、貿易外は外国為替管理委員会調の月別資料から比率を求めて行つた。

c 以上で用いた24年度と25年の資料では貿易と貿易外の区分が一貫していないため、(註)これに基いた両推計に含まれる25年第一・四半期(1-3月)に

については不都合が生じた。資料の現状では調整が不可能であるため二本建としてそのまま計上した。

(註) 時に大きな相違は輸入についてであり、24年度は C. I. F. 建、25年は F. O. B. 建であるため、本来は貿易外に含まるべき保険料と運賃が24年度は貿易に一括掲上されている点である。

(4) 政府の財貨とサービス購入

中央財政と地方財政からなりそれぞれ官業（公企業）の投資（生産施設及び在庫品増加）と官業（公企業）以外の会計の財貨とサービスの購入に分けて推計した。その概要は次の通りである。

a 中央財政

(1) 官業以外の会計（一般会計）

(A) 昭和24年度

歳出決算書から支出済総額を求め、これから財貨、サービスの購入以外の支出済額を控除して推計した。

控除項目の主な内容としては、会計間の重複、補助金並びに損失補償金、出資、投資貸出金、振替支出及び国債元利払等である。

四半期別の分割は四半期別の支出済額によつて行つたので発生又は支払の時点とは必ずしも一致しない。

(B) 昭和25年（4月以降）

差引きによつて推計する方法そのものは24年度と同様であるが、資料は決算計数が得られないので、支出済総額、及び控除額の主要部分は直接各現局に照会して毎四半期の支出済額現計によつたが、己むを得ないものは年度予算額を按分して推計した。

(2) 官業以外の会計（一般会計以外）

厚生保険、船員保険、以下の各保険会計の業務取扱費と次項にとりあげた官業以外の特別会計の事務費を計上した。（但し24年度は保険会計のみ）

(3) 官業

その範囲は分配国民所得に官業剰余として計上した各会計（公社）と公団について、建物その他の固定資産と在庫品（棚卸資産）の増加額並びに当期中の減価償却費を決算書（但し25年は鉄道、郵政、電通以外は予算）から求めた。

四半期別の分割は鉄道、通信等は各現局の推計によつたが、それ以外は単純に四等分した。

b 地方財政

(1) 公企業以外の歳出

推計方法は概ね中央に準じているが、資料は24年度は決算見込額、25年は予算推計額（何れも地方財政委員会推計……”地方財政に関する参考資料”第十国会提出資料第一集）によつている。

細部についての分析が不可能であるため、控除した項目は国、県支出金並びに公債費と中央財政の振替支出中の生活保護費、児童保護費の支出額を基として、これに地方負担分の割合を乗じて推計した振替支出の三項目である。

四半期別の分割は24年は主として地方税収入の四半期別の趨勢により、25年は平衡交付金の交付額の趨勢によつた。

(2) 公企業

(A) 24年度

24年度歳出予算額にその中に占める資本的支出の割合（但し23年の比率……地方財政委員会推計、地方財政便覧第三集）を乗じて求めた。

四半期別の分割は。

(B) 25年（4月以降）

公営企業歳入中起債による収入をそのまま投資に見合うものと仮定して計上した。四半別は単純に四等分した。

(三) 第一次推計と第二次推計との主要相異点（参考表（14）参照）

今次の第二次推計において昭和24年度の分配国民所得は3兆500億、国民総支出は、3兆4,400億と推計され、これをさきに中間報告（以下第一次推計とよ

ぶ)として当室の発表した国民所得3兆70億、国民総支出3兆4,410億に比すれば、それぞれ若干の相異を示しているがその相異を生じた算定方法上の主要点は次の如くである。

1. 国民総生産費

(1) 分配国民所得

a 勤労所得

(i) 一人当平均賃銀を算出する際に、従来は商業・製造工業にのみ「失業保険統計」を適用していたが、今次推計においてはそれらの産業の他に、鉱業、ガス電気水道業、金融業、運輸通信業にも適用した。

(ii) 一人当平均賃銀を算出する際に用いる各種の比率は絶対値をそのままは用いず、年間平均として妥当と考えられる比率に修正して適用した。(例えば商業一人当賃銀に対する自由業のそれ)

(iii) 従来、公務及び団体の中の公務員(国家並びに地方公務員)の一人当賃銀は、6,307円を不変(年末手当及び超過勤務手当を除く)としていたが、今次推計においては、大蔵省主計局の計数を用いた。

(iv) 従来、公務及び団体中には日傭労働者はないものと前提して、それらを常備職員労働者中に包含していたが、今次推計では日傭の勤労所得を別個に推計し、予算単価による日給(24年度100円)稼働日数25日として計算した。

(b) 以上の操作の結果

(i) 兼業所得が若干減少した。

(ii) 重役俸給の一人当俸給が低下したため、重役俸給総額が減少した。

(iii) 社会保険料雇主負担分については基礎資料に誤りがあったのでそれを修正した。

b 個人業主所得

(i) 農林水産業以外の諸産業については、昭和25年の一業主当所得の算出方法及び基礎資料に修正を施したので、そのため昭和24年度中に含まれる25年1-3月の個人業主所得に変動を生じた。

(ii) 即ち、従来は24年10-12月の実績の一業主当所得を基礎にして各種指数により四半期、毎に一業主当所得を延長推計していたが、今次推計においては、24暦年中の一業主当所得合計額を基礎にし、指数によつて25年中の一業主当所得合計額を先ず算出し、その後四半期分割をするという方法をとつた。

(iii) 製造工業 商業の25年の所得を延長推計する資料としては「個人企業経済調査」の結果によつたが、その際同調査は、24年分については事業税を所得中に含めているに反し、25年分はこれを経費として控除している。従来推計に際しては、この所得の範囲の差があるにも拘らず、直接その計数をそのまま指数化していたが、今次推計においては、範囲を等しくして指数化し、前回の誤りを修正した。

(iv) 内職所得 勤労所得に若干の操作を施したために、兼業所得と同様に若干の減少をみた。

c 個人賃貸料所得

(i) 坪当り家賃を算出するに際して、従来使用した資料と今次推計の資料とは同一であるが、その資料の使用方法に若干の修正を加えたがためにかなりの減少となつた。

(ii) 小作料、宅地地代については全く同様である。

d 個人利子所得

預貯金利子の25年-5月分につき計数の誤りを発見したのでそれを訂正したために減少した。

e 法人所得

法人税の中に復興金融金庫、納付金を新たに含めた以外は全く同一である。

f 官業剰余金

(i) 計数整理により若干の変動をみた。

(ii) 貴金属特別会計を除外し、新たに食管特別会計を加えた。

(2) 調整項目

a 間接事業税

資料、推計方法共に前回と同一であるが地方税の推計において中間報告の計数に重大なる誤りがあつたので修正した。(即ち配賦税が地方税に包含されていたのを除去した。従つて約282億の減少を来した。)

b 補助金

先に国民所得の項において取上げた如く、食糧(食糧管理特別会計)を官業として取扱うことに修正したため、いままで会計間の重複として財貨、サービス購入推計過程においては歳出総額から控除はしていたが、損失補償としては取上げていなかった。一般会計からの繰入れ(いわゆるインベントリーファイナンス)を新たに損失補償(但しこれに見合う在庫増は財政支出に計上)として取扱つたので、その分だけ相異を生じた。

c 資本減耗引当

(1) 新たに次の2項目を追加した。

(i) 消費用住宅の減価償却費(減価償却費の一項目として)

(ii) 山林、原野火災の損害額(資本の偶発損の一項目として)

(1) 資本偶発損(損害保険会社の責任準備金及び支払準備金の増加額に支払保険金額を加算して推計した)の四半期別分割が若干相異したため計数に相異を生じた。

(2) 法人企業の減価償却費25年1—3月期の推計を法人調査(C)そのままに置き換えた。

(3) 官業の減価償却費を決算数字によつて修正した。以上の修正の結果、年度として約54億円の増加を見た。

2. 国民総生産

(1) 個人消費支出

従来資料の関係でなし得なかつた海外関係の調整、即ち海外人の本邦における消費支出を控除し、本邦人の海外における消費を加える操作を25年から行つた。従つて、24年度についても資料的にはなおかなり問題があるが、これに準じて調整を行つた。この結果海外人の本邦における消費が本邦人の海外におけるそれよ

りも上廻つているので、結果として458億円の減少となつた。

(2) 国内民間総資本形成

a 住宅建設、資料は従来通り建設省の建築物動態調査に依つているが、従来は除かれていた準住宅(例、下宿、アパート等)をも加えたので若干増加した。

b 生産施設

(1) 農家

従来は農林省の農家経済調査から一戸当り平均所得に対する投資の割合を求め、この割合を分配所得中の農林水産、業主所得に乗じて推計していたが、これを推計方法、資料何れも変更した。即ち家屋は前記建設省の建築統計から求め、農機具については農林省調、農機具配給割当高(物量)に同じく物財統計から求めた実効価格(品目別平均価格)に乗じて推計した。この結果、相当従来の推計より増加した。

(2) その他個人業主

製造工業及び商業について従来と全く同一である。

(3) 法人企業

昭和25年1—3月の計数以降、法人調査(大蔵省(C)調査)による新規投資額をそのまま(同調査結果第9表)計上した。なおこの際いわゆる償却資産として取扱いは、従来は建物と固定資産に限られていたが、新らしく土地整地費及び建設仮勘定の純増加額を加えた。

以上の如く推計方法並びに使用資料を変更した結果、約230億の増加を来した。

(3) 海外純投資

資料については変更ないが、従来特に輸入に関しては密輸入についての調整を行つていたが、これについては資料の上からも難点があり、且又密輸出との関連においてもなお疑点が残されるのでこの点を除去した。従つて僅少ながら負の額が減少(従つて増加)した。

(4) 政府による財貨とサービスの購入

a 資料の変更による相異 官業特に公団については、従来は決算見込額によつていたのを決算数字に置き換えた。

b 推計方法の変更による相異 前述の如く食管特別会計を新らしく官業の範囲に挿入したためその在庫品増加が新たに加算された。なお貴金屬特別会計は今回の修正で官業として取扱わないことにした。

右の二点を修正した結果約215億の増加を見た。

右のように項目別には24年度の計数においてかなりの増減があるにもかかわらず正負相殺した結果国民総支出としては約13億の減少を見たにとどまつた。

参考表(14)

昭和25年度国民所得及び国民総生産第一次推計と

第二次推計との対比表 (附 昭和24年度改算対比) 単位:百万円

項 目	今次第二次推計結果		第一次推計(中間報告)との対比		E D-C
	25 C. Y 1950 C. Y	24 C. Y 1949 C. Y	C 24 F. Y (中間報告)	D 24 F. Y (今次推計)	
勤 勞 所 得	1,395,773	1,239,184	1,275,996	1,270,708	Δ 5,288
賃 銀 及 俸 給	1,315,723	1,171,991	1,204,813	1,199,698	Δ 4,115
そ の 他	80,050	67,193	71,183	71,010	Δ 173
個人業主所得	1,574,328	1,422,999	1,469,253	1,487,025	17,772
農 林 水 産 業	698,319	662,150	671,394	671,394	0
そ の 他	876,009	760,849	797,859	815,631	17,772
個人貸付料所得	25,224	18,329	38,580	18,487	Δ 20,093
個人利子所得	59,156	40,464	45,870	44,046	Δ 1,824
法 人 所 得	205,543	138,707	155,454	164,044	8,590
官 業 剩 余 金	32,063	39,201	22,086	66,219	44,133
海外よりの純受金	Δ 2,443	—	—	0	0
合 計 (国民所得)	3,289,644	2,898,884	3,007,239	3,050,529	43,290
(加算) 間接事業税	490,224	—	520,235	492,060	Δ 28,175
(控除) 補助金	119,239	—	194,029	211,122	17,093
(加算) 資本減耗引当	94,443	—	58,644	64,007	5,363
統 計 上 の そ こ	54,470	—	48,992	44,281	Δ 4,711
合 計 (国民生産)	3,809,542	—	3,441,081	3,439,755	Δ 1,326
個人消費支出	2,445,500	—	2,470,100	2,424,300	Δ 45,800
国内民間総資本形成	555,127	—	427,609	450,562	22,953
海外純投資	58,086	—	Δ 114,145	Δ 114,105	40
政府による財貨サービス購入	750,829	—	657,517	678,998	21,481
合 計 (国民総生産)	3,809,542	—	3,441,081	3,439,755	Δ 1,326

(四) 社会勘定諸表に関する註

第1表 昭和24年度及び25年度国民所得と国民生産勘定

2. 3. 4. 項の推計方法

官公吏俸給給与の25年度推計は、第二次推計の24年度における勤労所得の公務団体と同官公吏俸給の比を25年度の公務団体に乘じて推計した。

個人サービスは24年度の公務団体対個人サービスの比を25年度の公務団体に乘じて個人サービスを算出した。

企業からの報酬は勤労所得 1. から 2. 3. を差引き算出した。

第2表 事業所得と生産の総合勘定

34項 個人住宅の減価償却費を含む。

第3表 政府収入と支出の総合勘定

44項 分配国民所得の公務及び団体の賃金から団体分を控除したもの、昭和22年12月1日現在、学校教員調査報告(文部省調査局)の官公立教員総数により算出した俸給給与を含む。

45項 43項から44項と46項を控除したもの。

47項 ~~以下の項目よりなるが~~、共済組合関係が43項にも含まれているので58項が過少に算出されている。

51項 主なるものは所得税、相続税、懲罰及び没収金、弁償返納金、恩給法納金及び住民税等である。

個人税の25年度は地方分が不明なので、第二次推計24年度の中央地方の比率により推計した。

52項 租税及び税外収入から直接税及び官業益金等明白に間接税と思われぬものを控除した。

53項 法人税、日銀納付金及び復金納付金である。

58項 50項から51項-57項との合計を控除したもの。

[参考] 昭和24年度決算の説明(大蔵省主計局)原因別財政資金收支尻によ

れば、国庫収支は172億円の引揚超過、日銀手持復金償還と指定予金を合計すれば計808億円の引揚超過となつている。

68項 分配国民所得の勤勞所得のうちから昭和22年国調の人員比率をもつて算出した家事使用人と非営利団体の賃銀の合計。

69項 67項から68項と70項との合計を控除したもの。

72項 73項から67項と71項との合計を控除したもの。

74項 75項から76項を控除したもの。

75項 1項から57項を控除したもの、即ち、分配国民所得の勤勞所得の総額から社会保険の雇主負担を控除した金額である。

海外勘定

(単位：億円)

支 払	24年度	25 曆年	受 取	24年度	25 曆年
a 輸 入(支払)	3,319	4,296	輸 出(受取)	2,178	4,877
b 商品(一般貿易) 助を含む	3,300	3,007	商品(一般貿易)	1,925	2,986
c 企 業	2,073	1,841	企 業	1,925	2,986
d 個 人	1,227	1,166	個 人	—	—
e 政 府	—	—	政 府	—	—
f 貿 易 外	19	1,289	貿 易 外	253	1,891
g 企 業	10	436	企 業	26	526
h 政 府	—	781	政 府	—	781
i 個 人	9	47	個 人	227	583
j 投 資 收 益	—	25	投 資 收 益	—	1
			純 投 資	1,141	581
k 計	3,319	4,296	計	3,319	4,296

備考 (a) の支払(輸入)は大蔵省財政金融統計月報13号と同じく、日本外国貿易月報による貨物輸出入額類別から食料品(粗製品、製造品)を個人と見做して算出した。

(註) (d) 食料品(粗製品、製造品)を抽出計算した、若干企業勘定へ原料として行く部分を含む。

(g) ~~海運保険通信その他の事業関係、貿易附帯費用。~~

(h) ~~終戦処理費その他政府関係。~~

(i) 外人本邦内消費その他。

(t) 本邦人海外消費その他。

(五) 産業源泉別国民所得の推計方法

産業源泉別国民所得の推計表は昭和24暦年~25暦年の分配国民所得を産業源泉別国民所得に組み替える過程を示したものである。なお他の21~23年についての推計方法も参考としてかかげることとした。

(a) 勤勞所得と個人業主所得

この項目の計数はすでにその計数が産業部門別に算出されているのでそのままの数字を掲げた。

(b) 個人賃貸料所得

イ) 田畑小作料はそのまま農業部門に計上した。

ロ) 宅地地代、並びに家賃については分配国民所得に計上されている計数の営業用借地借家分と消費用の宅地家屋の全てを含んでいる。それ故に厳密には営業用借地借家分のみを総額より分離して、それを産業部門別にそれぞれ配分し、消費用のみを消費用地代、家賃の項に計上すべきであるが、これらの分割を行う資料がないので、分配国民所得の項に算出された地代、家賃をそのまま消費用の地代家賃として計上した。

(c) 法人所得

主税局統計年報または国税庁統計年報の会社表における産業別利益金額の比によつて按分したが、なお、分割不能のものについては次の方法によつた。

昭和21、22暦年並びに年度……商工省会社統計表の産業別出資額または、公称資本金の比率により按分した。

昭和23年~25暦年……法人企業統計調査報告(大蔵省財政金融統計月報4号)の産業別純損益より算出した比率により按分した。

(d) 個人利子所得

イ) 預貯金利子について

21暦年~24年度……日本銀行調べ、金融機関業種別貸出残高の23年6月末

残高の産業別比率を遡つて適用し、利子額を按分した。

23歴年～23年度……同上23年12月末、24年3月末の産業別比率を適用して利子額を按分した。

24歴年～25歴年……全国銀行および復金の業種別貸出残高（日銀調べ）の各年末および年度末の産業別比率を適用して利子額を按分した。

ロ) 社債利子および国債利子について

社債利子については興業銀行調べ、事業債の各年末および年度末残高の産業別比率を用いて利子額を按分した。

国債利子は（極めて小額）金融業に計上した。

ハ) 帰属利子について

24歴年から計上されているが、取扱いは預貯金利子にならつた。

(e) 兼業および内職所得

農林水産業を除く諸産業の勤労所得の額の比率によつて按分した。

(f) 重役俸給

産業別の重役数の比率によつて按分した。

(g) 社会保険料雇傭主負担分

農林水産業を除く諸産業の勤労者数の比率によつて按分した。

(h) 官業剰余金

林野庁	林業	印刷庁	製造工業	通信事業	運輸通信業
薪炭		アルコール		電通	
		専売		郵便	
		刑務所収入		国有鉄道	
食管特別会計	商業	国立病院	自由業		

にそれぞれ計上した。なお、25歴年については産業別の按分不能のためそのままの計数を掲げた。

(i) 海外からの純受取

25歴年に計上されているが産業別の按分不能の為其の儘掲げた。

国民所得部